

2019年3月吉日  
日本アイ・ビー・エム株式会社  
GTS事業本部 TSS事業統括

「2019年10月1日に予定されている消費税引き上げに関するお知らせ」に関する

## 保守契約に適用される消費税率の補足事項のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社の保守サービスに対して格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日に予定されている消費税率引き上げについては、すでにお知らせしております「[消費税引き上げに関するお知らせ \(https://ibm.biz/taxup10\)](https://ibm.biz/taxup10)」のとおりとなります。

なお、保守契約に関して適用される消費税率は、通常、請求日を基準日として決定されますが、以下のような特記事項がございますので、併せてご案内させていただきます。

1. 年払・半期払などにより、2019年9月30日以前に、2019年10月1日以降の保守料金分も含めてお支払いいただいている場合は、2019年10月1日以降の新税率との差額を一括請求させていただきます。この差額は9月末時点で確定される残高をもとに算定されます。具体的な内容については、請求書でご案内させていただきます。
2. 上記1.については契約条件により一部例外があります。例えば、「ServicePac」「保証オプションサービスレベル」、および「他社製品保守サービス」などの契約において、解約不可もしくは返金不可の条件のものにつきましては、対象となるサービス期間が2019年10月1日以降にわたる場合でも、消費税の差額請求はいたしません。

なお、「[保守契約に適用される消費税率に関する補足事項のお知らせ](#)」についてご不明な点がございましたら、下記までeメールにてご連絡くださいますようお願いいたします。

保守契約に適用される消費税に関するお問い合わせ

連絡先:[EBB12L2@jp.ibm.com](mailto:EBB12L2@jp.ibm.com)

(平日9:00-17:00、土日祝を除く)

敬具